Ⅴ 許可が不要な広告物

1 適用除外

自家用広告物や以下の広告物は一定の基準内で表示された場合に限り、許可を受けずに表示することができます。

自家用広告物以外の適用除外広告物
- ・公職選挙法等、法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示するもの
- ・他の法令の規定に基づいて表示するものでその規格又は場所が定められているもの
- ・自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの（①）
- ・国又は地方公共団体が、公益目的のために表示するもの
- ・公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物（②）
- ・冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示するもの
- ・集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために、7日以内の期間を限って表示するもの（③）
- ・政治資金規正法の規定による届出を行った政治団体が、政治活動のために表示する貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するもの（④）

ただし、広告物により禁止地域内では適用除外とならず表示できないものもあります。

2 適用除外基準

<table>
<tr><th rowspan="2">広告物の種類･基準</th><th colspan="2">禁止地域</th><th colspan="3">許可地域</th></tr>
<tr><th>第一種禁止地域</th><th>第二種禁止地域</th><th>第一種許可地域</th><th>第二種許可地域</th><th>第三種許可地域</th></tr>
<tr><td colspan="6">自己の管理する土地･物件に管理上必要な広告物（①）</td></tr>
<tr><td rowspan="4"> 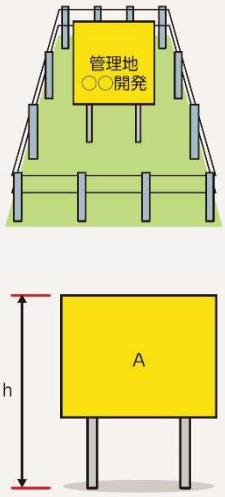
</td><td>高さ(h)</td><td colspan="5">h≦3m</td></tr>
<tr><td>表示面積(A)</td><td>一団の土地又は1物件につき表示面積（A）の合計（S）：S≦1㎡</td><td colspan="4">一団の土地又は 1 物件につき表示面積（A）の合計（S）：S≦3 ㎡</td></tr>
<tr><td>色彩
最大面積色の明度(V)
最大面積色の彩度(C)</td><td>・色相：R、YR、Y、GY又はG
・3≦V≦7
・C≦4（色相がR、YR、Y又はGYの場合：C≦6）</td><td>・2≦V≦8（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域：V≧2）
・C≦6（色相がR、YR又はYの場合：C≦8）</td><td>・V≧2
・C≦6（色相がR、YR又はYの場合：C≦8）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">・ 屋上へ掲出されるものでないこと
・ ネオン管を使用していないこと
・ 回転灯を使用していないこと
・ 照明が点滅しないこと
・ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと
・ 表示の内容が変化するものでないこと</td></tr>
<tr><td colspan="6">寄贈者等を表示する広告物（②）</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>表示面積(A)</td><td colspan="5">・ 同一方向から見た場合における広告物の鉛直投影面積と当該広告物が表示される物件の鉛直投影面積の割合：1/20 以下　A≦0．5㎡</td></tr>
<tr><td>個数</td><td colspan="5">・ 1 物件につき 1 個</td></tr>
<tr><td colspan="6">集会等及び政治活動等の広告物（7 日以内の期間に限る）（③）</td></tr>
<tr><td></td><td>表示の内容</td><td colspan="5">・表示し、又は設置しようとする者の氏名又は名称、住所及び表示し、又は設置しようとする期間が見やすい箇所に記載されたものであること</td></tr>
<tr><td colspan="6">政治活動のために表示するはり札、はり紙、広告旗、立看板等（④）</td></tr>
<tr><td>貼紙又は貼札等</td><td>表示面積(A)</td><td colspan="2" rowspan="2">表示できない</td><td colspan="3">1 枚につき表示面積:A≦1 ㎡</td></tr>
<tr><td>広告旗又は立看板等</td><td>表示面積(A)</td><td colspan="3">1 個につき表示面積:A≦2 ㎡</td></tr>
<tr><td colspan="6">備考　この表において、色相、明度及び彩度とは、日本工業規格 Z8721 に定める方法により表示されるものをいう</td></tr>
</table>

広告物の種類･基準	禁止地域		許可地域		
	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
自家用広告物に係る適用除外基準					
共通基準					
1.表示面積（A）の合計（S）	S≦5㎡	S≦10㎡			
2.その他	・ネオン管を使用していないこと ・回転灯を使用していないこと ・照明が点滅しないこと ・蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと ・表示の内容が変化するものでないこと	・回転灯を使用していないこと ・照明が点滅しないこと ・蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと ・表示の内容が変化するものでないこと	・回転灯を使用していないこと ・蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと ・表示の内容が変化するものでないこと		・回転灯を使用していないこと ・蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと
個別基準					
（1）建築物を利用する広告物等に係る基準					
屋上に表示され、又は設置される広告物等					
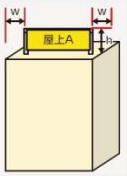	高さ (h)	h≦5m	h≦8m	h≦10m	h≦16m
	その他	外壁の延長面から突出ししないこと (w)			
外壁から突出する広告物等					
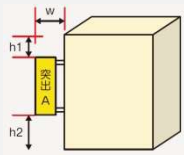	高さ(h)	・広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと (h1) ・道路面からのクリアランス　車道：4.5m≦h2　歩道：2.5m≦h2			
	表示面積 (A)	1 個につき 1 方向：A≦5 ㎡			
	その他	外壁から突出する幅（W）：W≦1.5m			
外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）					
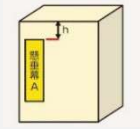	高さ (h)	上端が外壁の上端から突出しないこと (h)			
外壁を利用する広告物等（懸垂幕を除く。）					
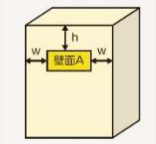	高さ (h)	上端が外壁の上端から突出しないこと (h)			
	その他	外壁の側端から突出しないこと (W)			
（2）建植する広告物等に係る基準					
	高さ (h)	h≦10m	h≦12m	h≦15m	
（3）工作物を利用する広告物等に係る基準					
塀又は垣を利用する広告物等					
	高さ (h)	h≦2.5m			
	その他	塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと (W)			
その他の工作物を利用する広告物等					
	高さ (h)	h≦10m	h≦23m	h≦30m	h≦47m
（4）簡易な広告物等に係る基準					
広告幕（建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。）					
	高さ (h)	道路面からのクリアランス　車道：h≧4.5m　歩道：h≧2.5m			
自家用広告物に係る適用除外基準（車両・船舶）					
	表示面積 (A)	・1方向の表示面積 (A)の合計（S）:S≦5㎡ ・1車両、船舶等につき表示面積 (A)の合計（S）：S≦10㎡ ・バス及び電車にあっては、1 車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の 3/10 以下			